

ひたちなか市教育委員会会議録

平成31年 第2回 ひたちなか市教育委員会 2月臨時会 会議録						
平成31年2月4日		開会 午後2時00分		閉会 午後2時50分		
○場 所	第3分庁舎 防災会議室2					
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也	
○欠席委員						
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠	
	教育次長			福地 佳子	出席	
	参事兼総務課長			井上 亨	出席	
	参事（教育担当）			橋本 清文	出席	
	参事兼指導課長			樫村 嘉通	出席	
	施設整備課長			澤島 恵一	出席	
	学務課長			小澤 功	出席	
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席	
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席	
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席	
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則	出席
		総務課主事			及川 茂	出席
○議 事						
1 議案審議等	協議事項1	ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定（案）について【公開】				
	協議事項2	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定（案）について【公開】				

平成31年第2回ひたちなか市
教育委員会2月臨時会会議録

開会 14:00

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

協議事項1 ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定(案)について

学 務 課 長 協議事項1 ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定(案)について、ご説明いたします。

今回の改正のポイントですが、本条例に義務教育学校となる「平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校」に関する内容を加えることです。もう1点、来年度から統合校の建設に入るのですが、それに際して国庫補助を受けるにあたって、条例制定が必要ということです。なお、今回改正する条例は、平成33年4月施行です。

改正理由につきましては、今般、平成31年度から開始する義務教育学校の校舎の建設にあたり、本条例に当該義務教育学校の新設及び統廃合の対象となる学校の廃止に係る規定を設ける必要が生じたことから、所用の改正を行おうとするものです。

今回の統合は、平磯小、磯崎小、阿字ヶ浦小、平磯中、阿字ヶ浦中の5校を統合し、義務教育学校として平成33年4月に開校することとして準備を進めております。現在のところ、まだ名称は決まっておきませんので、今回の一部改正の条例の中では、仮称として記載しております。

改正の内容として、現行の条例では、小学校、中学校、幼稚園の設置について、それぞれ条を分けて規定しておりましたが、新条例としては、学校の設置と学校の名称及び位置という項目で条を分けて規定しようとするものです。また、現行の条例では、条文の中に学校教育法の条文をそのまま引用している部分がありましたが、学校教育法を上位法として学校設置条例を設けておりますので、同じ文言を記載する必要はないということで、整理をしております。

新条例では、第1条の設置の規定、及び第2条の名称及び位置の規定の中に義務教育学校を加えております。また、別表ではそれぞれ小学校から幼稚園までの学校の名称と位置を定めております。現行の条例に記載してある平磯小、磯崎小、阿字ヶ浦小、平磯中、阿字ヶ浦中については、新条例では削除しております。また、新たに義務教育学校に関する別表を追加いたします。なお、義務教育学校の名称が仮称となっている部分につきましては、開校前の平成33年3月議会で、もう一度条例を改正いたしまして、正式な名称を記載することを予定しております。

す。

【質疑、意見等】

石田委員 統合校の名称が決まるのはいつ頃を予定していますか。

総務課長 校名等検討部会においてアンケートを実施したところ、公募によって決めるかどうかという回答が7割近くを占めましたので、今後公募を行って決定していくこととなります。以前教育委員からご指摘をいただいたとおり、地元の意向が非常に大切ですので、地元自治会やコミュニティ等の方々を入れた協議体を作りたいと考えています。その中で公募をした内容について、選んでいく作業を来年度の9月頃までに、ということの基本構想の中にも示したところでございますので、今年の夏を目途に実施していきたいと考えています。

- * 協議事項1 ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定（案）については、全員一致で承認されました。

協議事項2 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定（案）について

総務課長 それでは、協議事項2 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定（案）について説明をさせていただきます。

改正理由につきましては、「学校教育法の改正」に伴い、専門性が求められる職業を担うための人材の養成を目的とする専門職大学等が新設されることに伴い、関連する条例の一部を改正しようとするものです。学校教育法の一部改正の施行日は平成31年4月1日です。今回、創設されます専門職大学等については、4年制課程の「専門職大学」と2年制又は3年制課程の「専門職短期大学」です。また、「専門職大学」については、前期課程及び後期課程の区分制を導入でき、専門職大学の学生は、前期課程の終了後、一旦就職してから後期課程に再度入学することも可能となります。

今回の制度化については、経済社会の状況や高等教育をめぐる状況の変化に対応するために、新しいタイプの人材育成の強化が急務であり、今後の成長分野を見据え、専門職業人材を養成するという国の狙いがございます。大学・短大と専門学校の間、新たな高等教育機関として「専門職大学と専門職短期大学」を設置するものです。

この「専門職大学と専門職短期大学」の新設に伴いまして、文言の整理も含め改正が必要となる条例が市全体で8件ございます。そのうち教育委員会に関連し、ご審議いただきたいのは、8番の「ひたちなか市奨学資金貸与条例」です。条例

の改正案には、8件の改正が必要な条例が1条ずつ列記されており、第8条が奨学資金貸与条例の改正文です。改正の内容としましては、従来の貸与対象である大学と短期大学に加え、今回新設された「専門職大学と専門職短期大学」を加えようとするものです。改正文を見ると分かりづらいのですが、旧条例でいう学校教育法第83条と新条例でいう学校教育法第1条に規定する大学は、どちらも同じすべての短期大学、大学、大学院、そして今回の学校教育法の一部改正により新設された「専門職大学と専門職短期大学」も含んでおります。しかし、市全体で大学を規定する引用条項にバラツキがありましたので、今回の改正に伴い全庁的に大学を規定する場合は「学校教育法第1条」で統一することになったことによるものです。また、大学院については従来から貸与対象ではありませんでしたが、平成15年度に設置された「専門職大学院」を貸与対象から除く規定が、これまでの条例には記載が漏れておりましたので、今回の改正に伴い、改めて大学院と専門職大学院は貸与の対象ではない旨を規定したところであります。施行は平成31年4月1日です。ご審議の程、よろしくお願いたします。

【質疑、意見等】

- 石川委員 奨学資金の貸与の対象として、高専は対象となっていますか。
- 総務課長 現在の条例では、高専第4・5学年に在学する方は、貸与の対象となります。平成30年度以前は、高校生や高専第1～3学年も貸与対象となっておりましたが、県や国の補助があることや、近年本市の奨学資金への応募がない状況であったことから、対象から外しました。
- 石川委員 市内にも高専がありますが、高専第4・5学年の方で、現在奨学資金を貸与している方はいますか。
- 総務課長 現在貸与している方はおりません。
- 石川委員 今回、専門職大学等が貸与の対象と加わることで、本市の奨学資金制度への影響はありそうですか。
- 総務課長 現段階では、専門職大学等がどの程度設置されるのか、本市の学生に身近なものとなるのか、明らかでない部分もありますが、国が目指す方向として今後力を入れていくことでしょうかから、本市としては、そういった需要があるのであれば、積極的に応援していきたいという考えです。
- 西野委員 本市の奨学資金の対象について、確認させてください。
- 総務課長 本市の奨学資金の貸与の対象については、本市出身の方で、大学や短期大学、専修学校の専門課程、高専の第4・5学年に在学している方または入学する方としており、広く学びを支援していきたいと考えています。

- * 協議事項2 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定（案）については、全員一致で承認されました。

その他

石川委員 本日も統合校に関する条例改正の案件がありましたが、先日出席した会合の場で、勝田地区の方の中でも統合校についてはかなり興味があつて、進捗状況はどうなっているのか、という話がありました。小学校3校、中学校2校の大きな統合ということもあり、かなり注目されていると感じています。その方は、小学校や中学校に自身のお子さんがあるわけではなく、勝田地区の方なのですが、統合校に関してかなり興味を持っているという印象を受けました。

統合校の進捗状況については、明確に示していく義務があるのだなと感じています。

総務課長 現在、統合校の基本構想を定めまして、市ホームページで発信するとともに、「統合校だより」を発行しまして、地区内の方には小学校、中学校や自治会、コミュニティを通じて配布し、ホームページにも掲載しております。そういった形で周知にも取り組んでおりますので、引き続き、「統合校だより」等を活用して、地区内の方だけではなくて市内の方にも発信できるような体制をとっていきたいと考えております。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 14:40